

令和 8 年 8 月 28 日

申請者各位

一般社団法人次世代自動車振興センター
充電インフラ部

**〈重要〉令和 7 年度補正予算
「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」
V2H充放電設備・外部給電器における交付申請受付終了のお知らせ**

日頃より当事業にご協力をいただき誠にありがとうございます。
令和 7 年度補正予算で実施している「V2H充放電設備・外部給電器の導入促進補助事業」については、令和 8 年 8 月 28 日にセンターに到着した交付申請をもって予算額を超えました。

つきましては、交付規程（V 2 H 充放電設備・外部給電器）第 2 1 条および業務実施細則（V 2 H 充放電設備・外部給電器）第 1 2 条に基づき交付申請の期間を短縮し、令和 8 年 8 月 27 日（木）中にセンターに到着した申請をもって交付申請の受付を終了いたします。よって、令和 8 年 8 月 28 日（金）以降にセンターへ到着した申請は無効となりますのでご了承ください。

なお、受付不可となった交付申請は、V2H 充放電設備についてはオンライン申請システムにて順時通知をいたします。外部給電器については概ね 1 週間以内に到着したものを対象に、申請者に書面でお知らせいたします。しばらくお待ちください。

<参考>

■クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金交付規程（V2H充放電設備・外部給電器）

（予算の執行に関する措置）

第21条 センターは、第6条第1項の規定に基づく交付申請の額の累計が、センターが別に定める予算額を超える又は満たないおそれがあると認めるときは、予算の消化状況を経済産業省へ報告し、政策的観点を考慮した指導のもと、交付の申請期間を見直すことができるものとする。

なお、この場合には、あらかじめセンターのホームページ等で周知するものとする。

2 前項の交付の申請期間の見直しに関する必要事項は、センターが別に定める。

■クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金業務実施細則（V2H充放電設備・外部給電器）

（予算の執行に関する措置）

第12条 交付規程第21条第2項に規定する交付の申請期間の見直しに関する必要な事項を次の各項に定める。

2 センターは、交付規程第6条第1項に基づき提出された交付申請の額の累計がセンターが別に定める予算額を超えると予想される場合又はその他不測の事態が想定される若しくは発生した場合は、交付の申請期間を短縮し、交付申請の受付を中止することができるものとする。なお、この場合には、センターのホームページ上であらかじめ周知するものとする。ただし、申請受付残日数を考慮し、予告の是非判断は経済産業省の指導のもとセンターが行う。

3 交付の申請期間内に交付申請の額の累計がセンターが別に定める予算額を超えた場合は、到着日より先着順位を設定し、予算額を越えた時点で交付申請の受付を終了する。なお、交付申請の到着日の日付が予算額を超えた当日及びそれ以降の申請については、これを無効とする。

以上